

社会福祉法人 徳美会
行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにする。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内における男性の平均育児休業取得を10%以上とする

対策 育休対象者及びその上司への制度周知、意向確認の面談を実施する

目標2 1ヶ月当たりの法定時間外労働時間を20時間未満にする

対策 ノー残業デーの徹底や業務効率化により、残業を原則ゼロにする

目標3 各事業所で若年者に対するインターンシップの受け入れを行う

対策 期間内に毎年、1名以上のインターンシップの受け入れる

社会福祉法人 徳美会
女性活躍推進法 行動計画

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 目標と取組み内容

(分類1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

内容 管理職に占める女性労働者の割合

目標1 管理職に占める女性労働者の割合を管理職候補者向け研修などの実施により、45.5%以上とする

(分類2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

内容 有給休暇取得率

目標2 有給休暇取得率を計画的付与の導入により、70%とする